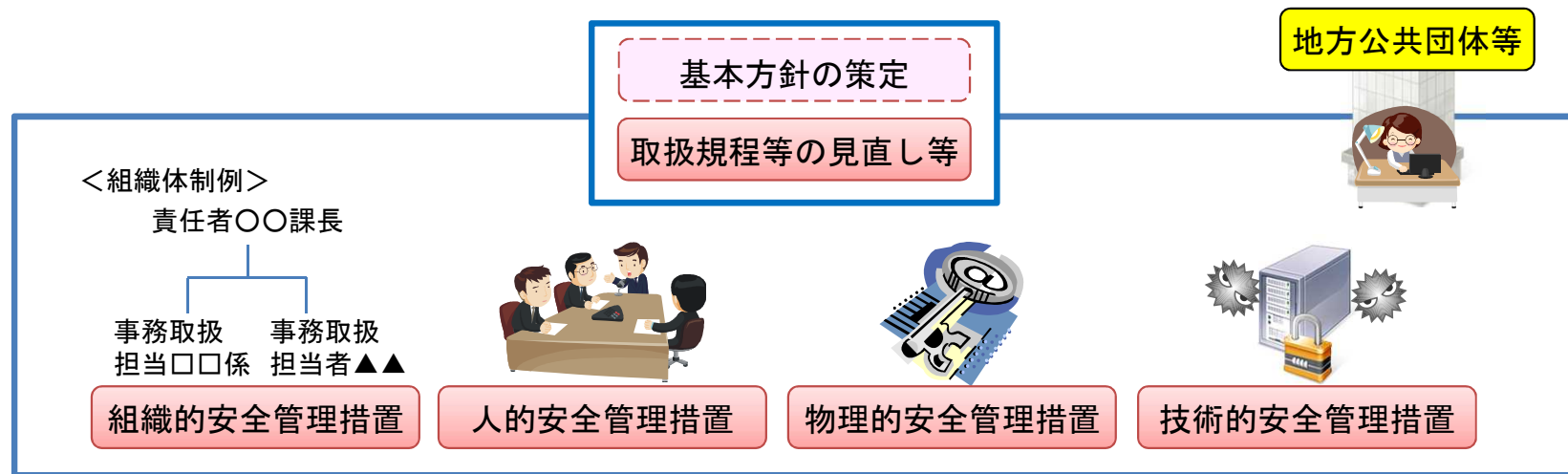


(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置の概要

安全管理措置

- 個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、職員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。



《基本方針の策定》

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

《取扱規程等の見直し等》

- 特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければなりません。
- 特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めることが重要です。

《組織的安全管理措置》

- 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

《人的安全管理措置》

- 事務取扱担当者の監督・教育

《物理的安全管理措置》

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

《技術的安全管理措置》

- アクセス制御、アクセス者の識別と認証、不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止

※ 特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報

事業主向け広報

マイナンバー広報実施計画(案)(平成26・27年度)



□ 集中的な広報展開を予定している時期

27年1月
マイナンバー元年

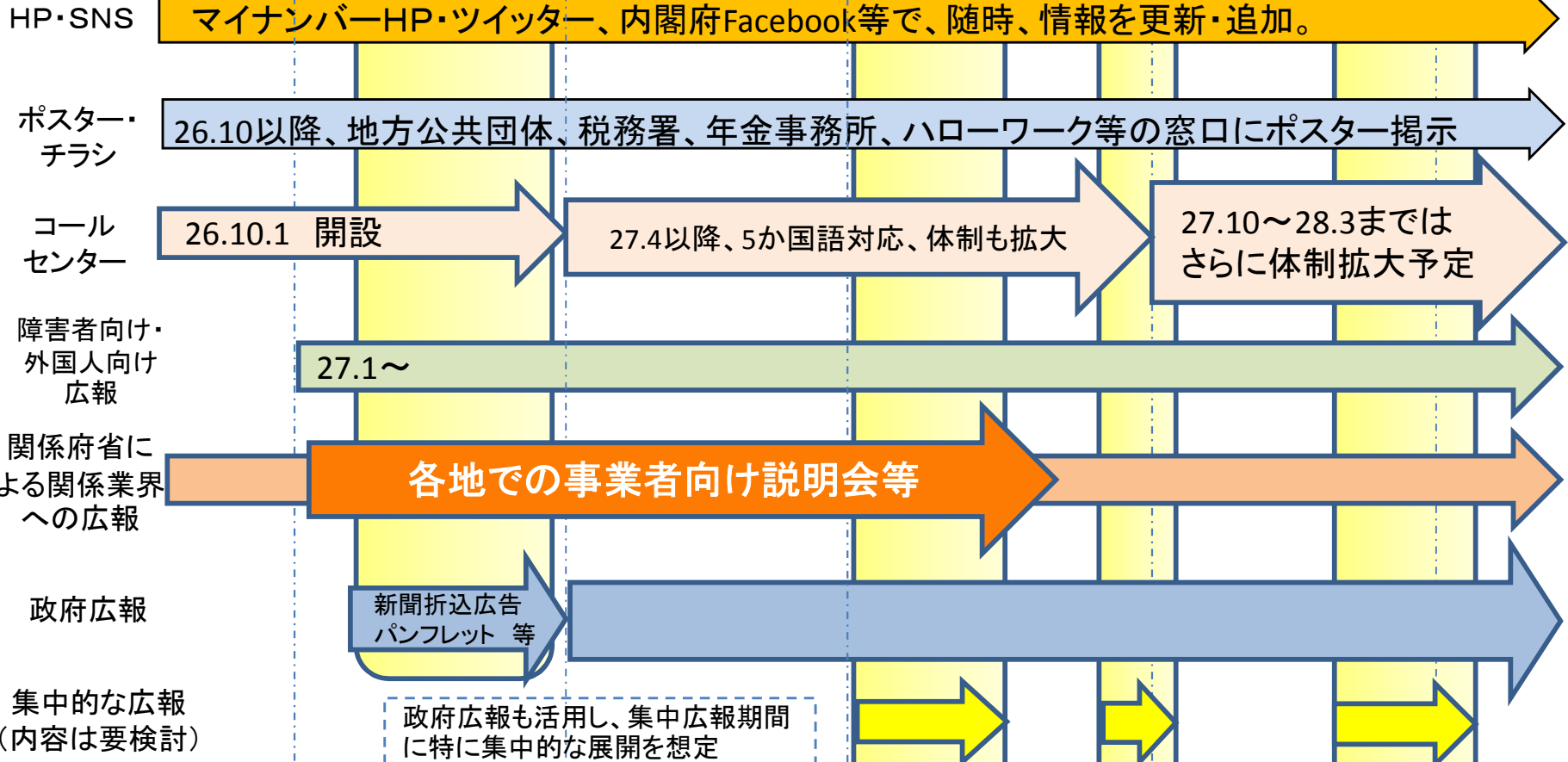
27年4月

27年7月～
番号通知3か月前

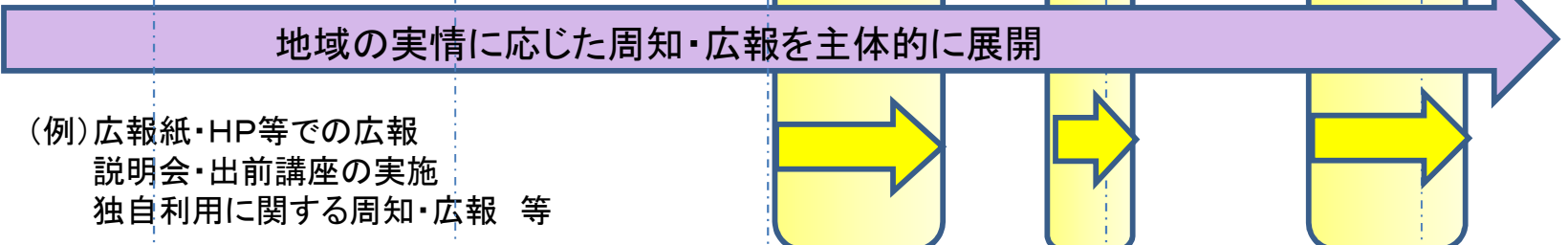
27年10月～
番号通知前

28年1月～
利用開始前

国の広報



地方公共団体の広報展開



マイナンバー説明会実施予定(平成27年1月時点)

事業者等向け説明会	地方公共団体等向け説明会
<ul style="list-style-type: none"> ・日本経団連等主催の事業者向け説明会 (内閣府・委員会) ※全国ブロック単位で開催予定 ※都道府県等主催の事業者向け説明会にも講師派遣予定 ・中小企業基盤整備機構主催説明会(内閣府・委員会) ・金融機関関係団体主催説明会(委員会) ・財務局による金融機関・経済団体等向け説明会を 活用した普及啓発 ・その他、関係業界・個別企業のセミナー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体関係部局等への説明会 (関係各省庁)

(参考) 広報協力依頼文書発出団体(平成26年10月)

○経済団体

日本経団連、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会

○税関係団体

日本税理士会、全国法人会総連合、納税協会連合会、全国青色申告会総連合、
全国間税会総連合会、全国納税貯蓄組合連合会、日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、
ビール酒造組合、日本洋酒酒造組合、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、
日本ワイナリー協会、日本洋酒輸入協会、全国地ビール醸造者協議会

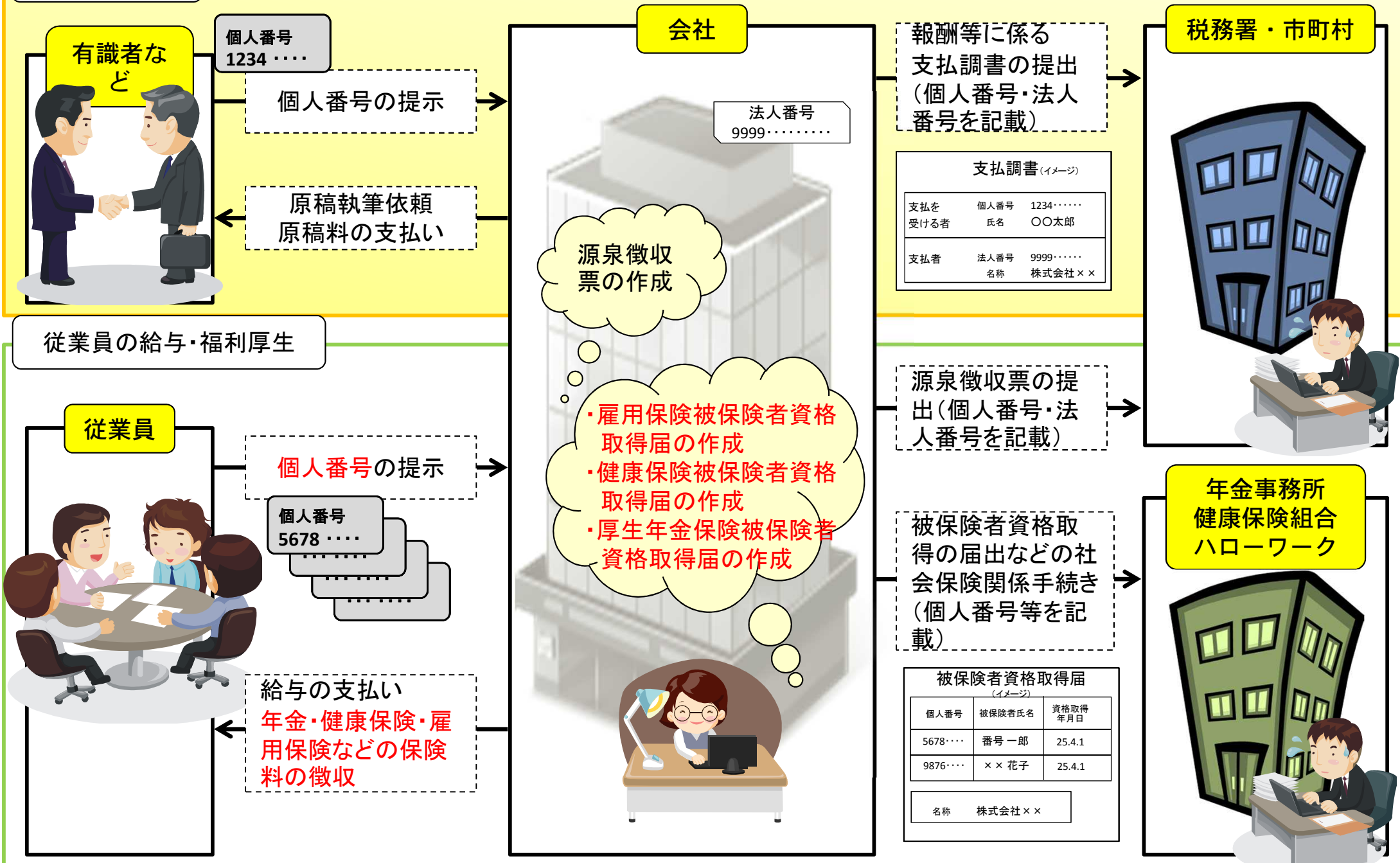
○社会保障関係団体

健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国健康保険協会
全国社会福祉協議会、日本生活協同組合連合会
全国社会保険労務士会連合会、日本労働組合総連合会、全国労働保険事務組合連合会、
日本造船工業会、全国建設労働組合総連合

民間企業における個人番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る

BUSINESS



番号制度導入に伴う社会保険関連手続の変更について

1. 概要

- 社会保障・税番号制度導入に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の届出様式等に「個人番号」や「法人番号」を追加する等の改正を予定。
- 事業主の皆様には、各種届出において従業員等の個人番号を記載していただくため、従業員等からの個人番号の取得、本人確認及び適切な管理をお願いすることとなる。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。

2. 具体的内容・時期

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成29年1月1日提出分～

※ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いを予定。

※ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。